

## 非課税所得（所得税法第9条第1項）

次に掲げる所得については、所得税を課さない。

五	給与所得を有する者で通勤するもの（以下この号において「通勤者」という。）がその通勤に必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のために支出する費用に充てるものとして通常の給与に加算して受ける通勤手当（これに類するものを含む。）のうち、一般の通勤者につき通常必要であると認められる部分として政令で定めるもの
---	--

### 非課税とされる通勤手当（所得税法施行令第20条の2）

通勤手当等の区分		非課税限度額 (最高限度 100,000 円)
(1) 交通機関または有料道路を利用している者が受ける通勤手当		合理的な運賃等の額
(2) 自転車や自動車などの交通用具を使用している者が受ける通勤手当	通勤距離が片道45km以上である場合	24,500円 (運賃相当額が24,500円を超える場合には、その運賃相当額)
	通勤距離が片道35km以上45km未満である場合	20,900円 (運賃相当額が20,900円を超える場合には、その運賃相当額)
	通勤距離が片道25km以上35km未満である場合	16,100円 (運賃相当額が16,100円を超える場合には、その運賃相当額)
	通勤距離が片道15km以上25km未満である場合	11,300円 (運賃相当額が11,300円を超える場合には、その運賃相当額)
	通勤距離が片道10km以上15km未満である場合	6,500円
	通勤距離が片道2km以上10km未満である場合	4,100円
	通勤距離が片道2km未満である場合	0円 (全額課税)
(3) 交通機関を利用している者が受ける通勤用定期乗車券		合理的な運賃等の額
(4) 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している者が受ける通勤手当や通勤用定期乗車券		合理的な運賃等の額と(2)の金額との合計